

第34回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年4月27日(木) 午前9時～午前9時45分
2. 開催場所 湧水町栗野中央公民館 2階大ホール
3. 出席委員 (15名)
 - 会長 15番
 - 会長代理 1番
 - 委員 2番 3番 4番 5番 6番 7番
 - 8番 9番 10番 11番 12番 13番
 - 14番
4. 欠席委員 (0名)
5. 議事日程
 - 1 開会
 - 2 議事日程について
 - 3 議事録署名委員の指名について
 - 4 会期の決定について
 - 5 事務局報告
 - ① 合意解約申出書 (5件)
 - ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (3件)
 - 6 付議事件及び順序について
 - 日程第1 農業経営基盤強化促進法の資格審査について (議案 1件)
 - 日程第2 農地法第3条に規定による所有権移転の許可申請について (議案 6件)
 - 日程第3 非農地証明願の申請審議について (議案 2件)
 - 7 その他農政一般事項
 - 8 閉会
- ※ 総会後の日程
6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長
 - 局長補佐
 - 管理調整係長
 - 事務補助員

- 議 長 それでは只今から、第34回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。
- 議 長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、8番〇〇委員と9番〇〇委員を指名します。
- 議 長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が5件提出されています。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 1ページになります。①合意解約申出書5件です。番号1。貸人、湧水町鶴丸 〇〇〇〇。借人、湧水町中津川 〇〇〇〇 土地の所在 鶴丸字前田〇〇 田 〇〇〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和2年6月25日から令和8年3月31日。解約の理由、規模縮小のため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和5年3月26日。番号2。貸人、湧水町木場 〇〇〇〇。借人、湧水町木場 〇〇〇〇。土地の所在、木場字鎮守原〇〇 畑 〇〇〇〇㎡ 外2筆 計3筆 〇〇〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成31年4月1日から令和6年3月31日と令和2年8月25日から令和6年3月31日。解約の理由、土地売買のため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和5年3月29日。番号3。貸人、湧水町川西 〇〇〇〇。借人、えびの市 〇〇〇〇。土地の所在、川西字火ノ口〇〇 田 〇〇〇〇㎡。外5筆 計6筆 〇〇〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成31年4月1日から令和11年3月31日。解約の理由、耕作者が体調不良のため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和5年4月10日。番号4。貸人、湧水町木場 〇〇〇〇。借人、湧水町木場 〇〇〇〇。土地の所在、木場字西原〇〇 畑 〇〇〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和2年7月16日から令和12年7月15日。解約の理由、基盤強化促進法から中間管理機構への利用権設定変更のため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡し時期、令和5年4月10日。番号5。貸人、湧水町鶴丸 〇〇〇〇。借人、湧水町中津川 〇〇〇〇。土地の所在 鶴丸字前田〇〇 田 〇〇〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成30年4月26日から令和10年3月31日。解約の理由 耕作者を変更するため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和5年4月10日。以上です。
- 議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 無ければ、以上で合意解約申出書を終わります。次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書が3件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 2ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が3件です。番号1。権利取得者、湧水町北方〇〇〇〇。権利取得日、令和5年2月13日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、北方字寺山〇〇田〇〇〇〇㎡外1筆計2筆〇〇〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。番号2。権利取得者、始良市加治木町〇〇〇〇。権利取得日、令和5年2月24日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、北方字原牟田〇〇田〇〇〇〇㎡外6筆田6筆畑1筆の計7筆〇〇〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。番号3。権利取得者、湧水町稲葉崎〇〇〇〇。権利取得日、令和5年3月29日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、稲葉崎字橋口〇〇田〇〇〇〇㎡外1筆計2筆〇〇〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。以上です。

議長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 無ければ、以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。以上で、事務局報告を終わります。

議長 次に付議事件及び順序についてに移ります。日程第1議案第364号農業経営基盤強化促進法の資格審査についてを議題とします。まず、利用権設定の審査を行います。整理番号1号から整理番号32号まで、事務局の説明を求めます。

事務局 次は3ページになりますが、さきほど差し替えをお願いしました別紙をご覧くださいと思います。日程第1議案第364号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(1)利用権設定です。整理番号1号から32号です。下の地区別集計表をご覧くださいと思います。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田34,502㎡、畑82,613㎡、小計117,115㎡です。次に総会資料に戻っていただきまして、4ページをご覧ください。総括表です。これも合計だけ申し上げます。賃貸借分の田31,116㎡、畑53,274㎡、計84,390㎡。次に使用貸借分の田3,386㎡、畑29,339㎡計32,725㎡です。合計で田が34,502㎡、畑82,613㎡、合計117,115㎡です。5ページ以降それぞれ書いてあります。詳細はお目通しください。

議長 まず、整理番号1号から整理番号3号までを審査します。整理番号1号から整理番号3号については農業委員会等に関する法律第31条議事参与の

制限に、4番、〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議 長 休憩を閉じ、会議を開きます。整理番号1号及び整理番号3号の事務局の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号及び整理番号3号の資格審査については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号1号及び整理番号3号までの利用権設定に係る資格審査については、承認することに決定しました。

議 長 〇〇委員の出席を求めるため暫時休憩します。

(〇〇委員着席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。

次に、整理番号4号から整理番号5号までを審議します。整理番号4号から整理番号5号については農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、5番、〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議 長 休憩を閉じ、会議を開きます。整理番号4号及び整理番号5号の事務局の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号4号及び整理番号5号の資格審査については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号4号及び整理番号5号までの利用権設定に係る資格審査については、承認することに決定しました。

議 長 〇〇委員の出席を求めるため暫時休憩します。

(〇〇委員着席)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開します。次に、整理番号6号から整理番号32号までを審議します。整理番号6号及び整理番号32号の事務局の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号6号及び整理番号32号の資格審査については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号6号及び整理番号32号までの利用権設定に係る資格審査については、承認することに決定しました。

議 長 次に、所有権移転の審査を行います。

事務局 整理番号1号から整理番号2号について、事務局の説明を求めます。

今度は、所有権移転の分です。地区別集計表の真ん中です。計の田が2,528㎡、畑が5,565㎡ 小計8,093㎡です。続きまして、総会資料の14ページをご覧ください。議案第364号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(2)所有権移転の部です。整理番号1。土地の所在 木場字鎮守原〇〇 地目は畑 農振内 面積が〇〇〇〇㎡ 外2筆 計3筆 〇〇〇〇㎡です。渡人,湧水町木場 〇〇〇〇。受人,湧水町木場 〇〇〇〇。経営面積81,257㎡です。外はお目通しください。利用目的は野菜。売買価格は139万円。移転時期は公告日,引渡時期は令和5年4月27日。受人は認定農業者です。次に整理番号2。土地の所在 北方字寺山〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇〇〇㎡です。渡人,湧水町木場 〇〇〇〇。受人,湧水町木場 〇〇〇〇。経営面積22,088㎡。外はお目通しください。利用目的は水稻。売買価格は75万円。移転時期は公告日,引渡時期は令和5年4月27日。受人は認定農業者です。以上です。

議 長 それでは、まず整理番号1号について審査します。整理番号1号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

13番 13番〇〇が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第364号整理番号1号の現地調査の報告をいたします。申請地,申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページから3ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議 長 只今の調査委員の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号は調査委員の報告は承認相当ということです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号1号の所有権移転の資格審査については、承認することに決定しました。

議 長 次に、整理番号2号について審査します。整理番号2号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

11番

11番〇〇が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第364号整理番号2号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページ、4ページ、5ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議長

只今の調査委員の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長

ご質問ご意見等がなければ、整理番号2号は調査委員の報告は承認相当ということです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。整理番号2号の所有権移転の資格審査については、承認することに決定しました。

以上で、農業経営基盤強化促進法の資格審査について を終わります。次に、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてに移ります。議案第365号から議案第370号までの6議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

15ページです。日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について。議案第365号。権利、所有権移転。土地の所在、川西字迫田〇〇 地目は畑 農振外 面積は〇〇〇〇㎡です。渡人、湧水町川西 〇〇〇〇。受人、湧水町川西 〇〇〇〇。経営面積、1,034㎡。外はお目通してください。労力総数2。申請事由、義父からの贈与です。次に議案第366号。権利、所有権移転。土地の所在、恒次字上水流〇〇 地目は田、農振内 面積は〇〇〇〇㎡です。渡人、湧水町恒次 〇〇〇〇。受人、湧水町恒次 〇〇〇〇。経営面積、3,625㎡。外はお目通してください。労力総数2。申請事由、規模拡大。売買価格は15万円です。次に議案第367号。権利、所有権移転。土地の所在、米永字大迫〇〇 地目は畑 農振内〇〇〇〇㎡。外2筆 計3筆の〇〇〇〇㎡。渡人、湧水町米永 〇〇〇〇。受人、湧水町米永 〇〇〇〇。経営面積、2,364㎡。外はお目通してください。労力総数1。申請事由、規模拡大。売買価格は全部で60万円です。次に議案第368号。権利、所有権移転。土地の所在、木場字田渡〇〇 地目は畑 農振外 〇〇〇〇㎡。外1筆 計2筆 〇〇〇〇㎡です。渡人、湧水町木場 〇〇〇〇。受人、湧水町木場 〇〇〇〇。外はお目通してください。労力総数2。申請事由、新規就農です。贈与です。次に議案第369号。権利、所有権移

転。土地の所在，稲葉崎字橋口〇〇 地目は田 農振内 〇〇〇〇㎡。外
1筆 計2筆 〇〇〇〇㎡。渡人，湧水町稲葉崎 〇〇〇〇。受人，湧水
町稲葉崎 〇〇〇〇。経営面積，25,338 ㎡。外はお目通しください。労力
総数1。申請事由，規模拡大。売買価格は全部で20万円です。次に議案第
370号。権利，所有権移転。土地の所在，北方字新替〇〇 地目は田 農
振内 面積が〇〇〇〇㎡です。渡人，湧水町北方 〇〇〇〇。受人，湧水
町北方 〇〇〇〇。経営面積，11,214 ㎡。外はお目通しください。労力総
数2。申請事由，規模拡大。売買価格は105万円です。以上です。

議 長 農地法第3条の許可区分は，湧水町農業委員会です。順を追って審議しま
す。まず，議案第365号について審議します。議案第365号について
は，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

1 1 番 農地法第3条に係る議案第365号の現地調査の報告をいたします。調査
日時，調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。
申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の6ページ
から8ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は畑です。地
域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。指導事項に
ついては，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以
上報告します。

議 長 只今の説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ，議案第365号は調査委員の報告は許可相当と
いうことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第365号につきましては，許可相当と認め許
可することに決定しました。次に，議案第366号について審議します。
議案第366号についても，現地調査が行われていますので，調査委員の
報告をお願いします。

1 3 番 13番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第366号の現地調査
の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙 現地調査報
告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案
書と議案参考資料の9ページから11ページをご参照ください。調査事項
の中で，現況地目は田です。地域との調和要件は，すべて整っており特に
問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意
見は，許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただいまの説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第366号は調査委員の報告は許可相当と
いうことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第366号につきましては、許可相当と認め許
可することに決定しました。次に、議案第367号について審議します。
議案第367号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の
報告をお願いします。
- 13 番 13番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第367号の現地調査
の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告
書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書
と議案参考資料の9ページ、12ページ、13ページをご参照ください。
調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整って
おり特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。
調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第367号は調査委員の報告は許可相当と
いうことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第367号につきましては、許可相当と認め許
可することに決定しました。次に、議案第368号について審議します。
議案第368号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の
報告をお願いします。
- 12 番 12番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第368号の現地調査
の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告
書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書
と議案参考資料の9ページ、14ページ、15ページをご参照ください。
調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整って
おり特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。
よって調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第368号は調査委員の報告は許可相当と
いうことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第368号につきましては、許可相当と認め許

可することに決定しました。次に、議案第369号について審議します。議案第369号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

12番 12番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第369号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の9ページ、16ページから19ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第369号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第370号について審議します。議案第370号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

7番 7番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第370号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の9ページ、20ページ、21ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。よって調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第370号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第370号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。以上で農地法第3条に規定する所有権移転の許可申請について を終わります。

議長 次に、日程第3 非農地証明願の申請審議について を議題とします。議案第371号から議案第372号までの2議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 17ページです。日程第3 非農地証明願の申請審議について。議案第371号。願出人、鹿児島市 〇〇〇〇。土地の所在 川西字早田〇〇、地目は田 面積〇〇〇〇㎡。外2筆 計3筆の〇〇〇〇㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由、申請地は、30年以上前から耕作放棄のため荒廃化

した。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条第2号，第3号，第4号，第6号です。次に議案第372号。願出人，始良市加治木町 ○○○○。土地の所在，北方字官ノ岡○○ 地目は畑 面積は○○○○㎡。所有者は本人です。非農地とする理由，申請地は，昭和50年頃，農地法の許可を得ないで植林したため山林化した。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条第2号，第9号です。以上です。

議 長 議案第371号について審議します。本議案については現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いいたします。

7 番 7番○○が報告します。非農地証明願いに係る議案第371号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の22ページから25ページをご参照ください。調査意見は，30年以上前から耕作放棄のため荒廃化したため，今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから，非農地判断基準の第2号，第3号，第4号，第6号に該当することを確認したことから，非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 只今の説明・報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 他にご質問ご意見等がなければ，議案第371号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案371号につきましては，非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 次に，議案第372号について審議します。本議案につきましても現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いいたします。

11 番 11番○○が報告します。非農地証明願いに係る議案第372号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の26ページから29ページをご参照ください。調査意見は，昭和50年頃，農地法の許可を得ないで植林し山林化したため，今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから，非農地判断基準の第2号，第9号に該当することを確認したことから，非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

- 議 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 他にご質問ご意見等がなければ、議案第372号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案372号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。
- 議 長 以上で、非農地証明願の申請審議についてを終わります。
- 議 長 次に、その他農政一般事項についてですが、皆様方から何かございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 無ければ、以上で終わります。以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、第34回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前9時45分

8 番

9 番

議 長
